

年 企 発 0 4 2 2 第 1 号  
平 成 2 8 年 4 月 2 2 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課長  
（ 公 印 省 略 ）

平成28年熊本地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する  
指導等について

今般、「熊本県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成28年厚生労働省告示第213号。以下「延長告示」という。別添1参照。）により、厚生年金保険の保険料等の納期限が延長されることとなったところであり、平成28年熊本地震にて被災された被保険者を加入員等とする厚生年金基金（以下「厚年基金」という。）及び国民年金基金（以下「国年基金」という。）の事務処理に関しても、厚生年金保険と同様に取り扱うことが望ましいので、次の事項に留意し、貴管下の基金の指導等に特段の御配慮を賜りたい。

なお、掛金等の納期限の延長については、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第141条第1項において準用する第89条により、その例によることとされる国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条、国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項に基づき、納期限の延長ができることとされている。

## 第1 厚年基金関係

### 1 掛金等の納期限の延長について

#### (1) 納期限の延長の対象となる地域について

掛金等の納期限の延長の対象となる地域については、熊本県とすること。

#### (2) 延長後の納期限について

延長後の納期限は、災害のやんだ日から2月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

(3) 納期限の延長の対象となる掛金等について

納期限の延長の対象となる掛金等は、平成28年4月14日から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来する掛金等を対象とすること。

(4) 納期限の延長の周知について

納期限の延長措置を講じた場合は、当該掛金等の納期限が延長された旨のお知らせを納入告知書に同封するなど対象となる事業主等に周知が図られるよう徹底されたいこと。

(5) 督促状の送付について

納期限が延長された掛金等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。

## 2 掛金等の納付猶予について

(1) 熊本県に所在地がない設立事業所であっても災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときは、災害が発生した日以降に納期限が到来する掛金等について、事業主の申請に基づき掛金等の納付を1年以内に限り猶予することができること。

(2) 延長後の納期限内に掛金等を納付することができないと認められるときは、納付者の申請に基づき、その掛金等の納付を1年以内に限り猶予することができること。

(3) 具体的な取扱いについては、厚生年金保険の取扱いと同様に扱うことが望ましいので、「災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について」（平成23年3月24日付年発0324第4号。別添2参照。）を参考にされたいこと。

(4) 口座振替を実施している被災事業所については、口座振替を実施せず自主納付の取扱いとするよう指導されたいこと。

## 3 規約変更に伴う認可申請等について

熊本県に所在地のある厚年基金が行う規約変更について、代議委員会の開催が困難な場合は、理事長専決により行うことも差し支えがないこと。

ただし、次回の代議委員会で必ず専決内容を報告すること。

## 4 年金等の給付に係る事務について

(1) 年金等の請求手続きについて

熊本県に住所地を有する加入員に係る年金等の裁定請求については、添付書類等の簡略化など弾力的に取り扱うこと。

(2) 現況届について

熊本県に住所地を有する受給権者のうち、期限までに現況届の提出が困難である場合については、現況届の提出期限を延長するよう指導されたいこと。

(3) 支払通知書等の再交付について

被災のため、支払通知書等を亡失等により受給権者が再交付申請をしてきたときは、速やかに再交付するよう指導されたいこと。

## 第2 国年基金関係

### 1 再加入員の取扱いについて

- (1) 被災した加入員であった者であって、災害に伴う国民年金保険料の免除等を受けた者が、国民年金保険料の免除等が終了した月の翌月1日から1年以内に再加入の申出を行った場合については、国年基金の掛金等は従前の額として取り扱うことができるよう所要の措置を講ずるよう指導されたいこと。
- (2) (1)により再加入の申出があった場合は国民年金保険料免除申請承認通知書等により、国民年金保険料の免除等の対象者であることを確認するよう指導されたいこと。

### 2 年金等の請求手続きについて

熊本県に住所地を有する加入員に係る年金等の請求手続きについては、第1の4と同様に取り扱うこと。

## 第3 その他

### (1) 周知について

厚年基金及び国年基金が、今般の取扱いについて加入員等に十分周知するよう指導されたいこと。

### (2) 地震災害に対する協力依頼関係について

被災者の収容等が可能な保養施設等を保有している厚年基金に対し、被災者救済のための協力をお願いされたいこと。